

地方独立行政法人明石市立市民病院職員給与規程

平成23年10月1日

規程第307号

(趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人明石市立市民病院職員就業規則（以下「就業規則」という。）第35条第2項の規定に基づき、職員の給与に関し必要な事項を定めるものとする。

(給与の種類)

第2条 給与の種類は、給料及び手当とする。

2 給料は、地方独立行政法人明石市立市民病院職員の勤務時間及び休暇等に関する規程（以下「勤務時間規程」という。）第2条に規定する勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であって、次項の手当を含まないものとする。

3 第1項の手当は、管理職手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、業務成果手当、期末手当及び勤勉手当とする。

4 職員の受ける給与は、その職務の役割、複雑、困難、責任の度及び職員の人事評価等の勤務成績に基づき、かつ、勤労の強度、勤務時間、勤労環境、地方独立行政法人明石市立市民病院（以下「法人」という。）の業務実績その他の条件を考慮したものとする。

(給与の支給方法)

第3条 給料は月の1日から末日までの期間につき、給料の月額を支給する。

2 給料の支給日は毎月21日とする。ただし、その日が日曜日、土曜日又は休日（国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。以下この条において同じ。）に当たるときは、その日前においてその日に最も近い日で、日曜日、土曜日又は休日でない日を支給日とする。

3 管理職手当、扶養手当、住居手当及び特殊勤務手当（月額でその額が定められたものに限る。）は、給料の支給方法に準じて支給する。

4 通勤手当は、支給単位期間（地方独立行政法人明石市立市民病院職員通勤手当規程（以下「通勤手当規程」という。）第8条に規定する支給単位期間をいう。）に係る最初の月の第2項に規定する給料の支給日に支給する。

5 特殊勤務手当（第3項に規定するものを除く。）、時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当は、一の給与期間の分を次の給与期間における給料の支給日に支給する。

5の2 業務成果手当は、理事長が別に定める日に支給する。

6 期末手当及び勤勉手当は、6月30日及び12月10日に支給する。ただし、その日が日曜日、土曜日又は休日に当たるときは、第2項ただし書に準じて支給する。

7 給与は、その全額を通貨で直接職員に支払う。ただし、法令で定められたもの及び労使協定に基づくものを給与から控除することができる。

8 前項前段の規定にかかわらず、給与は、職員の申出により、その者が希望する金融機関等の本人名義の口座に振り込む方法により支払うことができる。

9 職員が死亡した場合における職員の給与は、職員の遺族に対して支給する。

10 前項の遺族とは、次に掲げる者をいう。

(1) 配偶者（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）

(2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた者

(3) 前号に掲げる者のほか、職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた者

(4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しない者

11 前項に掲げる者の給与を受ける者の順位は、同項各号の順位により、第2号及び第4号に掲げる者のうちにあつては、その号に掲げる順位による。

12 給与の支給を受けるべき同順位者が2人以上ある場合には、そのうち1人が代表者として請求しなければならない。

(給料表)

第4条 給料表の種類は次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲はそれぞれ当該給料表に定めるところによる。

(1) 医師給料表（別表第1）

(2) 医療技術職給料表（別表第2）

(3) 看護職給料表（別表第3）

(4) 事務職給料表（別表第4）

2 職員の職務は、その役割、複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の

内容は理事長が定める。

(職務の級、級の決定及び初任給等)

第5条 理事長は、前条第2項の規定に基づく分類の基準に適合するように、かつ、予算の範囲内において、職務の級の定数を設定し、又は改定することができる。

2 職員の職務の級は、前項の職務の級ごとの定数の範囲内において、理事長が別に定める資格の基準に従い決定する。

3 前2項に定めるもののほか、職員の職務の級、初任給、昇格及び昇給等に関し必要な事項は、地方独立行政法人明石市立市民病院職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程の定めるところによる。

(給料等の日割計算)

第6条 新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給、降給等により給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。

2 職員が離職したときは、その日まで、死亡したときは、その月まで給料を支給する。

3 前2項の規定により、給料を支給する場合であって、第1項に規定する月の1日から支給する以外るとき、又はその末日まで支給するとき以外ときは、その給料の月額は、その月の現日数から週休日（勤務時間規程第2条第2項に規定する週休日をいう。以下同じ。）の日数を差引いた日数を基礎として日割によって計算する。

4 職員が次の各号のいずれかに該当する場合におけるその月の給料は、その月の現日数から週休日の日数を差引いた日数を基礎として、日割計算により支給する。

(1) 就業規則第12条第1項に規定する休職（この条、第12条及び第21条において「休職」という。）にされ、又は休職の終了により職務に復帰した場合

(2) 就業規則第40条第3号に規定する出勤停止（以下「出勤停止」という。）にされ、又は出勤停止の終了により職務に復帰した場合

(3) 地方独立行政法人明石市立市民病院職員等の育児・介護休業等に関する規程（以下「育児介護休業規程」という。）第2章に基づく育児休業（以下「育児休業」という。）の承認を受け、又はその期間の終了により職務に復帰した場合

5 管理職手当、扶養手当、住居手当及び特殊勤務手当（月額でその額が定められたものに限る。）の支給については、この規程に定めるもののほか前4項の規定を準用する。

(管理職手当)

第7条 管理又は監督の地位にある職員の職のうち、その職務の特殊性に基づき、管理職手当を支給する。

2 前項の職員は別表第5に掲げる職名を占める職員とし、管理職手当の月額と同表に掲げる職名の区分に応じ、同表に定めるところとする。

3 法人の業務の実績が悪化した場合には理事長の定めるところにより、職員の管理職手当を減額する場合がある。

4 職員が、月の1日から末日までの期間の全日数にわたって、勤務しなかった場合（第19条第1項の場合及び業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。第7項、第12項第4項、第19条第1項において同じ。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、勤務しないことにつき、理事長の承認があった場合を除く。）は、管理職手当は支給しない。

5 その月の現日数から週休日の日数を差し引いた日数の全日数が、就業規則第13条第2項に規定するリハビリ勤務期間中で、時間単位の私傷病による療養休暇又はリハビリ勤務に係る特別休暇を承認されている場合には、管理職手当は支給しない。

6 別表第5に掲げる職を占める職員が、同表に規定する他の職を兼ねる場合においては、その兼ねる職に係る管理職手当は支給しない。

7 職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、その月の現日数から週休日の日数を差し引いた日数を基礎として、日割計算により支給する。

(1) 新たに支給対象者となった場合

(2) 支給対象者でなくなった場合（死亡した場合を除く。）

(3) 支給対象者が療養休暇（業務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病によるものを除く。）を付与され、又はその期間の終了により職務に復帰した場合

(4) 支給対象者が第5項に該当することとなった、又は該当しないこととなった場合

(扶養手当)

第8条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

(1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以

下同じ。)

- (2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫
 - (3) 60歳以上の父母及び祖父母
 - (4) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
 - (5) 重度心身障害者
- 3 前項に規定する他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている者には、次に掲げる者は含まれないものとする。
- (1) 職員の配偶者、兄弟姉妹等が受ける扶養手当又は民間事業所その他のこれに相当する手当の支給の基礎となっている者
 - (2) その者の勤労所得、資産所得、事業所得等の合計額が年額130万円以上の恒常的な所得があると見込まれる者
 - (3) 重度心身障害者の場合は、前2号によるほか、終身労務に服することができない程度でない者
- 4 職員が他の者と共同して同一人を扶養する場合には、その職員が主たる扶養者である場合に限り、その者の扶養親族として認定することができる。
- 5 扶養手当の月額、第2項第1号に該当する扶養親族については13,780円、同項第2号から第5号までの扶養親族（以下この条において「扶養親族としての子、父母等」という。）については1人につき6,890円（職員に配偶者が不在の場合にあつては、そのうち1人については11,660円）とする。
- 6 扶養親族としての子のうちに15歳に達する日以後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,300円に特定期間にある当該扶養親族である子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。
- 7 新たに職員となった者に扶養親族がある場合、又は職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者が不在ときは、その旨を含む。）を理事長に届け出なければならない。
- (1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合
 - (2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（第2項第2号又は第4号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）

- (3) 扶養親族としての子、父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合
(前号に該当する場合を除く。)
- (4) 扶養親族としての子、父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合(第
1号に該当する場合を除く。)
- 8 前項の規定による届出は、扶養親族届により、その事実を証するに足る書類を
添付して、理事長に提出するものとする。
- 9 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においては、
その者が職員となった日、扶養親族がない職員に第7項第1号に掲げる事実が生
じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の
初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員
が退職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が退職し、又は死亡した
日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの
すべてが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の
属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をも
って終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出
が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届
出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属
する月）から行うものとする。
- 10 扶養手当は、これを受けている職員にさらに第7項第1号に掲げる事実が生
じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係る
ものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている
職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶
養親族である子で同項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でな
かった者が特定期間にある子となった場合においては、これらの事実が生じた日
の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）か
らその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当を受けている職員に
さらに第7項第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定
(扶養親族としての子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で
配偶者のないものが扶養親族としての配偶者を有するに至った場合における当該
扶養親族としての子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。)及び扶養手
当を受けている職員のうち扶養親族としての子、父母等で同項の規定による届出
に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族と
しての子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。

1 1 理事長は、現に扶養手当の支給を受けている職員の扶養親族が第2項の扶養親族たる要件を具備しているかどうか及び扶養手当の月額が適正であるかどうかについて、その事実を証するに足る書類の提出等により随時確認するものとする。

第9条 削除

(住居手当)

第10条 自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（次項に定める職員を除く。）には、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する月額の住居手当を支給する。

- (1) 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から12,000円を控除した額
- (2) 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは、16,000円）を11,000円に加算した額

2 前項に規定する除外職員は次の各号に該当する職員とする。

- (1) 配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母又は配偶者の父母で、職員の扶養親族たる者以外のものが所有する住宅又は借り受けて居住している住宅の全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住している職員
- (2) 職員の扶養親族たる者が所有する住宅の全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住している職員
- (3) 地方独立行政法人明石市立市民病院職員宿舍規程に規定する職員宿舍を借り受けて居住している職員

3 新たに第1項の職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、住居届により、その居住の実情を速やかに理事長に届け出なければならない。住居手当を受けている職員の住居、家賃の額等に変更があった場合についても、同様とする。

4 理事長は、職員から前項の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を確認し、その者が第1項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき住居手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。

5 理事長は、前項の規定による確認をするに当たっては、必要に応じ、契約書、家賃の領収書その他届出に係る事項を証明するに足る書類の提示を求めることができる。

- 6 住居手当の支給は、職員が新たに第1項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日がその月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、第3項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後には、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。
- 7 住居手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、住居手当の月額を増額して改定する場合について準用する。
- 8 理事長は、現に住居手当の支給を受けている職員が第1項の職員たる要件を具備しているかどうか及び住居手当の月額が適正であるかどうかを随時確認するものとする。

（通勤手当）

第11条 職員の通勤手当は、通勤手当規程の定めるところによる。

（特殊勤務手当）

第12条 特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務に従事する職員に対して支給する。

- 2 特殊勤務手当の種類、支給対象職員及び額は、別表第6のとおりとする。ただし、別表第2医療技術職給料表又は別表第3看護職給料表の適用を受ける職員にあっては、特殊勤務手当の総額が、勤務1月につき、給料の月額の100分の50に相当する額を超えない。

3 職員が次の各号に掲げる場合に該当するときは、月額でその額が定められた手当は、当該各号に定める額とする。

- (1) その月における勤務すべき日に勤務しない日のある場合 その手当の月額を、その月における勤務すべき日の日数で除して得た額に、その月における勤務すべき日の日数からその勤務しない日の日数を減じて得た日数を乗じて得た額
- (2) その月に勤務時間規程第15条第2項の規定により勤務時間の一部において療養休暇を与えられている日又は勤務時間規程第31条に規定するリハビリ勤務特別休暇を与えられている日がある場合 その手当の月額を、その月

における勤務すべき日の日数で除して得た額に、その月における勤務すべき日に割り振られた勤務時間の合計時間数からその月におけるその者に与えられた療養休暇又は短縮の措置により職務に従事しない時間の合計時間数を控除して得た時間数を7時間45分を1日として日に換算して得た日数を乗じて得た額。ただし、その月におけるその者に与えられた療養休暇又は短縮の措置により職務に従事しない時間の合計時間数を7時間45分を1日として日に換算して得た日数が12日以上ある場合は零

(3) 勤務すべき日に勤務しない日が、その月に12日以上ある場合又は前号に規定する相当する日数が12日以上ある場合 零

4 前項第1号及び第3号の勤務すべき日に勤務しない日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 前項第1号の場合 勤務時間規程第14条から第17条、第21条及び第22条に規定する休暇、育児休業、休職若しくは出勤停止によりその手当の支給に係る職務に勤務しない日又は月の中途において、その手当の支給に係る職務に勤務し、若しくは勤務しないこととなった場合におけるその月の当該職務に勤務しなかった日

(2) 前項第3号の場合 勤務時間規程第15条から第17条、第21条及び第22条に規定する休暇(通勤による負傷又は疾病によるものを除く。)により、その手当の支給に係る職務に勤務しなかった日

5 職員が次の各号に掲げる場合に該当するときは、日額でその額が定められた手当は、当該各号に定める額とする。

(1) 正規の勤務時間に満たない時間勤務した場合 従事した日1日につき、支給される手当額に100分の80を乗じて得た額

(2) 正規の勤務時間の2分の1以下の時間勤務した場合 従事した日1日につき、支給される手当額に100分の60を乗じて得た額

(時間外勤務手当)

第13条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、時間外勤務手当を支給する。

2 時間外勤務手当の額は、勤務1時間につき、第22条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次の各号に掲げる勤務の区分に応じ、当該各号に定める割合(その勤務が深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間である場合をいう。以下同じ。)である場合には、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額とする。

- (1) 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日及び勤務時間規程第3条に規定する半日勤務時間が割り振られた日を除く。）における勤務 100分の125
- (2) 前号に掲げる勤務以外の勤務 100分の135
- 3 前項の規定にかかわらず、勤務時間規程第3条第1項の規定に基づき、あらかじめ勤務時間規程第2条及び第6条の規定に基づき割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この項及び次項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（次項で定める時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第22条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25（割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した時間が第5項に規定する60時間を超えて勤務した時間である場合にあっては100分の50）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。
- 4 前項に規定する時間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。
- (1) 勤務時間規程第2条の規定により勤務時間が割り振られた職員（これに準ずる職員を含む。）が、休日勤務手当の支給される日が属する週（以下「休日等が属する週」という。）において休日勤務手当の支給される勤務を命ぜられて休日勤務手当が支給されることとなる場合であって、当該休日等が属する週に勤務時間規程第3条第1項に規定する週休日の振替等（以下「週休日の振替等」という。）による勤務時間の割振りの変更による勤務を命じられた勤務日があるとき 次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれア又はイに定める時間
- ア 当該休日等が属する週の勤務時間が割振り変更前の正規の勤務時間に当該休日勤務手当の支給される勤務をした時間を加えた時間以下である場合
割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した時間
- イ 当該休日等が属する週の勤務時間が割振り変更前の正規の勤務時間に当該休日勤務手当の支給される勤務をした時間を加えた時間を超える場合
当該休日勤務手当の支給される勤務をした時間数に相当する時間
- (2) 変形労働時間制適用職員（勤務時間規程第6条の規定により週休日及び勤務時間を割り振られた職員をいう。以下この条において同じ。）が、休日等が属する週において休日勤務手当の支給される勤務を命ぜられて休日勤務手当

が支給されることとなる場合であって、当該休日等が属する週に週休日の振替等による勤務時間の割振りの変更による勤務を命じられた勤務日があるとき 次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれア又はイに定める時間

ア 当該休日等が属する週の勤務時間が勤務時間規程第6条第2項による1週間当たりの勤務時間（以下この条において「1週間当たりの勤務時間」という。）に当該休日勤務手当の支給されることとなる勤務をした時間を加えた時間以下である場合 割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した時間（割振り変更前の正規の勤務時間が1週間当たりの勤務時間に満たない週である場合にあつては、1週間当たりの勤務時間から割振り変更前の正規の勤務時間を減じた時間数に相当する時間に当該休日勤務手当の支給されることとなる勤務をした時間を加えた時間）

イ 当該休日等が属する週の勤務時間が1週間当たりの勤務時間に当該休日勤務手当の支給されることとなる勤務をした時間を加えた時間を超える場合 次の(ア)又は(イ)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に定める時間

(ア) 1週間当たりの勤務時間に当該休日勤務手当の支給されることとなる勤務をした時間を加えた時間が割振り変更前の正規の勤務時間以下である場合 割振り変更前の正規の勤務時間から1週間当たりの勤務時間に当該休日勤務手当の支給されることとなる勤務をした時間を加えた時間を減じた時間数に相当する時間

(イ) 1週間当たりの勤務時間に当該休日勤務手当の支給されることとなる勤務をした時間を加えた時間が割振り変更前の正規の勤務時間を超える場合 1週間当たりの勤務時間に当該休日勤務手当の支給されることとなる勤務をした時間を加えた時間から当該割振り変更前の正規の勤務時間を減じた時間数に相当する時間（割振り変更前の正規の勤務時間が1週間当たりの勤務時間に満たない週である場合にあつては、1週間当たりの勤務時間から割振り変更前の正規の勤務時間を減じた時間数に相当する時間に当該休日勤務手当の支給されることとなる勤務をした時間を加えた時間）

(3) 前号に掲げる場合を除き、変形労働時間制適用職員が1週間当たりの勤務時間に満たない勤務時間が割り振られている週に週休日の振替等による勤務時間の割振りの変更による勤務を命じられた勤務日がある場合 割振り変更

前の正規の勤務時間を超えて勤務した時間（割振り変更後の当該週の勤務時間が1週間当たりの勤務時間を超える場合においては、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した時間のうち1週間当たりの勤務時間から当該割振り変更前の正規の勤務時間数を減じた時間に相当する時間）

- 5 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務の時間が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第2項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第22条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が深夜である場合は、100分の175）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。
- 6 勤務時間規程第9条第1項に規定する時間外勤務代休時間（以下「時間外勤務代休時間」という。）を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第22条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が深夜である場合は、100分の175）から第2項に規定する割合（その時間が深夜である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。
- 7 業務により旅行中の職員は、その旅行期間中、正規の勤務時間を勤務したものとみなす。ただし、旅行目的地において正規の勤務時間を超えて勤務すべきことを職員の所属長があらかじめ指示して命じた場合において、現に勤務し、かつ、その勤務時間につき明確に証明できるものについては、時間外勤務手当を支給する。
- 8 時間外勤務手当の支給の基礎となる勤務時間数は、当該月分をそれぞれ支給割合の異なる部分ごとに各別に計算した時間数によって計算するものとし、それぞれ計算した時間数に1時間未満の端数が生じた場合においては、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てる。
- 9 職員が指定された時間外勤務代休時間に勤務した場合において支給する当該時間外代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間外勤務手当に対する第3条第5項の規定の適用については、同項中「次の給与期間」とあるのは、「時間外代休時間が指定された日の属する給与期間の次の給与期間」とする。
- 10 所属長が職員に正規の勤務時間外に勤務することを命じ、又は既に発した命

令を変更しようとするときは、時間外勤務命令書によらなければならない。

(休日勤務手当)

第14条 休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第22条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の135を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。

2 この条において休日とは、勤務時間規程第5条第2項に規定する休日及び代休日をいう。

3 休日勤務手当は、休日における正規の勤務時間中における実働時間に対して支給される。休日において正規の勤務時間を超えて勤務した部分については、時間外勤務手当を支給する。

4 休日が週休日に当たった場合の勤務に対しては、休日勤務手当を支給せず、時間外勤務手当を支給する。

5 業務よる旅行を命じられた職員のうち、旅行目的地において休日の正規の勤務時間中勤務すべきことを所属長にあらかじめ命じられた者で、現に勤務し、かつ、その勤務時間が明確に証明できるものについては、休日勤務手当を支給する。

6 前条第8項及び第10項の規定は、休日勤務手当の支給につき準用する。

(夜間勤務手当)

第15条 正規の勤務時間として深夜に勤務することを命ぜられた職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第22条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜勤勤務手当として支給する。

2 管理又は監督の地位にある職員（別表第5に掲げる職を占める職員（医師給料表の医長の職及び事務職給料表の係長の職を占める職員を除く。）をいう。以下同じ。）が正規の勤務時間を超えて深夜に勤務した場合には、その深夜に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第22条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜勤勤務手当として支給する。

3 第13条第8項及び第10項の規定は、夜間勤務手当の支給につき準用する。

(年末年始の勤務に係る手当の特例)

第16条 12月29日から翌年1月3日までの間に勤務する職員で、当該期間中の勤務に対する第12条から第14条に規定する手当の額は、これらの規定にかかわらず、これらに規定する額と理事長が別に定める額の合計額とする。

(適用除外)

第17条 管理又は監督の地位にある職員については、第13条に規定する時間外

勤務手当及び第14条に規定する休日勤務手当の規定は適用しない。

(業務成果手当)

第17条の2 業務成果手当は、職員の業務の成果に応じて支給する。

2 業務成果手当の支給基準、支給額その他支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(期末手当及び勤勉手当)

第18条 職員の期末手当及び勤勉手当は、地方独立行政法人明石市立市民病院職員期末勤勉手当規程の定めるところによる。

(休職者の給与)

第19条 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、就業規則第12条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中これに給与の全額を支給する。

2 職員が結核性疾患にかかり、就業規則第12条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに給料、扶養手当及び住居手当のそれぞれの100分の80を支給することができる。

3 職員が前2項以外の心身の故障により、就業規則第12条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまではこれに給料、扶養手当及び住居手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

4 職員が就業規則第12条第1項第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中これに給料、扶養手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。

5 就業規則第12条第1項の規定により休職にされた職員には、他に別段の定めがない限り前4項に定める給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。

(育児休業及び育児短時間勤務をしている職員の給与)

第20条 育児休業をしている職員には、他に別段の定めがない限りその期間中給与を支給しない。

2 育児介護休業規程第15条第1項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）をしている職員（以下「育児短時間勤務職員」という。）の給料月額は、第4条及び第5条の規定にかかわらず、第4条及び第5条の規定により定められる号給の額に、育児介護休業規程第15条第1項の規定により定められたその者の1週間当たりの勤務時間を勤務時間規程第2条に規定する1週間当たりの勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする。

- 3 育児短時間勤務職員の管理職手当は、第7条の規定にかかわらず、第7条の規定による管理職手当の月額に算出率を乗じて得た額とする。
- 4 育児短時間勤務職員の月額でその額が定められた特殊勤務手当の額は、第12条の規定にかかわらず、第12条の規定による特殊勤務手当の月額に算出率を乗じて得た額とする。
- 5 育児短時間勤務職員に支給する特殊勤務手当のうち、管理職特別勤務手当の額は、別表第6の種類欄に掲げる管理職特別勤務手当にかかる勤務（週休日及び休日における勤務を除く。）で正規の勤務時間を超えてしたもののうち、その勤務の時間とその勤務した日における正規の勤務時間との合計時間が7時間45分に達するまでの間の勤務にあっては、その勤務した時間1時間につき、当該育児短時間勤務職員が育児短時間勤務をしなかったと仮定した場合に受けるべき給料の月額の1,000分の6.2（医師にあっては1,000分の9.6）に相当する額とする。
- 6 育児短時間勤務職員が次の各号に掲げる場合に該当するときは、日額でその額が定められた特殊勤務手当は当該各号に定める額とする。
 - (1) 育児短時間勤務をしなかったと仮定した場合の勤務時間に満たない時間勤務した場合 従事した日1日につき、支給される手当額に100分の80を乗じて得た額
 - (2) 育児短時間勤務をしなかったと仮定した場合の勤務時間の2分の1以下の時間勤務した場合 従事した日1日につき、支給される手当額に100分の60を乗じて得た額
- 7 育児短時間勤務職員が第13条第2項第1号に規定する勤務で正規の勤務時間を超えてしたもののうち、その勤務の時間とその勤務した日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する同号に定める割合は、同号の規定にかかわらず、100分の100とする。
- 8 育児短時間勤務職員が、勤務時間規程第3条第1項の規定に基づき、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間（第13条第4項に定める時間を除く。）と割振り変更前の正規の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、第13条第3項の規定は適用しない。
- 9 第7項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間について第13条第5項及び第6項の規定の適用がある場合における当該時間に対する第13条第6項の規定の適用については、同項中「第2項に規定する割合」とあるのは、「100分の100」とする。

10 育児短時間勤務職員について、第2項の規定による給料月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該育児短時間勤務職員の給料月額とする。

(給与の減額)

第21条 職員が勤務しないときは、時間外勤務代休時間である場合、勤務時間規程第5条に規定する休日及び代休日である場合その他その勤務しないことにつき、理事長の承認があった場合(次の各号で定める場合を除く。)を除くほか、その勤務しない1時間につき、次条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。

- (1) 勤務時間規程第23条の生理休暇(同条第3項の規定により無給休暇とされるものに限る。)を与えられた場合
- (2) 勤務時間規程第30条の組合休暇又は同規程第31条のリハビリ勤務特別休暇を与えられた場合
- (3) 育児介護休業規程第7条第1項の介護休業を申し出て勤務しない場合
- (4) 育児介護休業規程第16条第1項の部分休業を申し出て勤務しない場合

2 減額すべき給与額は、次条に規定する勤務1時間当たりの給与額の基礎となる給与ごとに前項の減額の事由が起きた月に支給する給与の範囲内で、次期に支給する給与から減ずるものとする。ただし、退職、休職等の事由により減額すべき給与額が次期において支給する当該給与から減額することができないときは、他の未支給の給与から減ずるものとする。

3 第1項の規定により、給与を減額する場合は、勤務しなかった時間数を、1月ごとに通算し、その時間数に1時間未満の端数を生じたときは時間外勤務手当の計算の例により処置するものとする。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第22条 勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額、管理職手当の月額及び特殊勤務手当(月額でその額が定められたものに限る。)の月額の合計額に12を乗じ、その額を勤務時間規程第2条第1項に規定する1日当たりの勤務時間に243を乗じたもので除して得た額とする。

(端数計算)

第23条 給料、管理職手当、扶養手当、住居手当及び特殊勤務手当(月額でその額が定められたものに限る。)の月額を算定する場合において、当該支給月額に1円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

2 前条に規定する勤務1時間当たりの給与額及び第13条から第15条までの規

定により勤務1時間につき支給する時間外勤務手当、休日勤務手当又は夜間勤務手当の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

(補則)

第24条 この規程の実施のための手続きその他必要な事項は、理事長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成23年10月1日から施行する。

(引継職員に係る給料の決定)

2 平成23年10月1日(以下「施行日」という。)において、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第59条第2項の規定及び地方独立行政法人明石市立市民病院への職員の引継ぎに関する条例(平成23年条例第18号)により明石市職員から引き続き法人の職員となった者(以下「引継職員」という。)に適用する給料表は、当該職員が施行日の前日に適用を受けていた次の表の左欄に定める給料表に対応する右欄に定める給料表を適用するものとする。

施行日の前日に適用を受けていた給料表	施行日に適用する給料表
医療職給料表(1)	医師給料表
医療職給料表(2)	医療技術職給料表
医療職給料表(3)	看護職給料表
行政職給料表	事務職給料表

3 前項の規定により適用を受けることとなる給料表の職務の級及び号給は、引継職員が施行日の前日に受けていた給料表の職務の級及び号給と同じ級及び号給に決定するものとする。

(引継職員の手当等に関する認定)

4 理事長の認定等を必要とする手当について、引継職員が施行日の前日以前に明石市長の認定等が行われている場合、理事長の認定等があったものとみなすものとする。ただし施行日の前日付で支給が終了するものを除く。

(引継職員の管理職手当に関する経過措置)

5 当分の間、引継職員のうち施行日の前日において明石市職員の管理職手当に関する規則(昭和36年規則第17号)別表第1中、給料表が医療職給料表(2)で、職務の級が7級であったものの別表第5の適用については、

「

医療技術職給料表	7 級	次長	90,500円
----------	-----	----	---------

」

とあるのは、

「

医療技術職給料表	7 級	次長	90,500円
		課長	79,200円

」

と読み替えるものとする。

(係長の管理職手当に関する経過措置)

- 6 当分の間、平成28年4月1日の前日において別表第4で、職務の級が5級であったものの別表第5の適用については、

「

事務職給料表	4 級	係長	10,000 円
--------	-----	----	----------

」

とあるのは、

「

事務職給料表	4 級	係長	0 円
--------	-----	----	-----

」

と読み替えるものとする。

附 則 (平成23年11月24日)

(施行期日)

- この規程は、平成23年12月1日から施行する。
(施行日前の異動者の号給等の調整)
- この規程の施行の日(以下「施行日」という。)前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長の定めるこれに準ずる職員の施行日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、必要な調整を行うことができる。
(職員が受けていた号給等の基礎)
- 前項の規定の適用については、同項に規定する職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、この規程による改正前の地方独立行政

法人明石市立市民病院職員給与規程及びこれらに基づく規程等の規定に従って定められたものでなければならない。

附 則（平成24年3月28日）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
（職員給与規程の一部改正による号給の切替え）
- 2 平成24年4月1日（以下この項において「切替日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、同日において、第2条の規定による改正前の職員給与規程（以下「改正前の職員給与規程」という。）別表第4の給料表の適用を受けていたもののうち、その者の職務の級が4級であって、その者が受けていた号給が次の表の旧号給欄に掲げる号給であるもの（以下「号給切替職員」という。）の、切替日におけるその者の号給は、それぞれ同表の新号給欄に定める号給とする。

旧号給	新号給
114号給	113号給
115号給	113号給
116号給	113号給
117号給	113号給
118号給	113号給
119号給	113号給
120号給	113号給
121号給	113号給

- 3 切替日の前日において改正前の職員給与規程別表第4の給料表の適用を受けていた職員のうち、号給切替職員以外の者の切替日における号給は、その者の旧号給と同じ号数の号給とする。

附 則（平成26年3月27日）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年11月27日）

（施行期日等）

- 1 この規程は、平成26年12月22日から施行する。ただし、第4条の規定及び第5条の規定は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 第1条及び第2条の規定は平成26年4月1日から適用する。

(適用日前の異動者の号給等の調整)

- 3 平成26年4月1日前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長の定めるこれに準ずる職員の同日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が同日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号給等の基礎)

- 4 前項の規定の適用については、同項に規定する職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、第1条の規定による改正前の地方独立行政法人明石市立市民病院職員給与規程(以下「改正前の職員給与規程」という。)及びこれらに基づく規程等の規定に従って定められたものでなければならない。

(給与の内払)

- 5 改正後の地方独立行政法人明石市立市民病院職員給与規程(以下「改正後の職員給与規程」という。)の規定を適用する場合においては、改正前の職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則(平成27年3月26日)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月31日)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

(職務の級の切替え)

- 2 平成28年4月1日(以下「施行日」という。)において、職員が適用を受けることとなる職務の級(以下「新職務の級」という。)は、当該職員が施行日の前日に適用を受けていた職務の級(以下「旧職務の級」という。)に応じて、次の表で定める職務の級とする。看護職は、旧職務の級が2級に該当する職員を、初任給決定時に換算した採用前の経験年数と採用後の経験年数を合計した年数(以下「正味経験年数」という。)により、当該正味経験年数が4年未満の職員は新職務の級を1級、4年以上の職員は新職務の級を2級とする。

旧職務の級	新職務の級		
	看護職給料表	医療技術職給料表	事務職給料表
1	—	1	1

2	1 2	1	2
3	3	2	3
4	4	3	4
5	5	4	4
6	6	5	5
7		6	6
8			6

(正味経験年数による職務の級の切替えの調整)

- 3 新職務の級が1級又は2級に該当する職員で、当院採用時に職務経験がある者については、正味経験年数により、当該正味経験年数が4年以上10年未満の職員は新職務の級を2級、10年以上の職員は新職務の級を3級とする。

(号給の切替え)

- 4 施行日の前日において、この規程による改正前の職員給与規程（以下「改正前の給与規程」という。）別表第2、別表第3及び別表第4の給料表の適用を受けていた職員の施行日における号給は、次項に規定する職員を除き、施行日の前日に受けていた給料の月額に100分の106を乗じて得た額（以下「地域手当を含む改正前の給料の月額」という。）と同じ額の号給（同じ額の号給がないときは、直近上位の額の号給）とする。

(職務の級における最高の号給を超える給料月額の切替え)

- 5 地域手当を含む改正前の給料の月額がこの規程による改正後の職員給与規程別表第2、別表第3及び別表第4の給料表に定める職務の級における最高の号給の額を超える職員の施行日における給料月額は、平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に限り、当該地域手当を含む改正前の給料の月額とする。

附 則（平成29年2月23日制定）

この規程は、平成29年3月1日から施行する。

附 則（平成29年11月30日制定）

この規程は、平成29年10月1日より適用する。

附 則（平成30年3月29日制定）

この規程は、平成30年4月1日より適用する。

別表第1（第4条関係） 医師給料表

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円
1	254,510	345,250	416,160	496,720	597,840
2	257,160	348,530	419,230	499,160	601,130
3	259,810	351,820	422,310	501,600	604,420
4	262,460	355,100	425,380	504,030	607,700
5	264,900	358,070	428,240	506,470	610,780
6	268,930	361,570	431,210	508,800	613,320
7	272,950	365,070	434,180	511,140	615,860
8	276,980	368,570	437,150	513,470	618,410
9	280,800	371,750	439,900	515,690	620,740
10	285,040	375,140	442,770	517,920	622,330
11	289,280	378,530	445,630	520,150	623,920
12	293,520	381,920	448,490	522,370	625,510
13	297,550	385,210	451,140	524,600	627,100
14	301,790	389,130	453,790	526,820	628,270
15	306,030	392,950	456,330	529,050	629,430
16	310,270	396,870	458,980	531,280	630,390
17	314,290	400,680	461,320	533,500	631,660
18	318,110	403,550	463,860	535,620	632,720
19	321,930	406,510	466,400	537,740	633,780
20	325,740	409,480	468,950	539,860	634,840
21	329,660	412,560	471,170	541,770	635,900
22	333,690	415,310	473,720	543,680	636,850
23	337,610	418,070	476,260	545,690	637,810
24	341,540	420,820	478,700	547,710	638,760
25	345,350	423,370	481,030	549,510	639,710
26	348,320	425,810	483,470	551,420	640,670
27	351,290	428,240	485,910	553,320	641,620
28	354,260	430,680	488,350	555,230	642,580

29	357,220	433,230	490,680	557,250	643,530
30	359,770	435,450	493,120	559,150	644,480
31	362,310	437,570	495,550	561,060	645,440
32	364,860	439,800	497,990	562,970	646,390
33	367,400	442,020	500,110	564,670	647,350
34	370,050	444,140	502,340	566,570	648,300
35	372,590	446,260	504,560	568,380	649,250
36	375,240	448,380	506,790	570,280	650,210
37	377,790	450,610	509,020	571,980	651,160
38	380,330	452,730	510,920	573,680	652,120
39	382,880	454,850	512,830	575,160	653,070
40	385,420	456,970	514,740	576,860	654,020
41	387,860	459,090	516,540	578,450	654,980
42	389,450	461,000	518,450	579,930	655,930
43	391,040	462,910	520,360	581,410	656,890
44	392,630	464,810	522,270	582,790	657,840
45	394,220	466,830	523,960	584,060	658,790
46	395,700	468,740	525,760	585,120	659,750
47	397,290	470,640	527,670	586,180	660,700
48	398,880	472,550	529,580	587,240	661,660
49	400,260	474,460	531,280	588,300	662,610
50	401,320	476,260	532,650	589,260	
51	402,380	478,170	534,030	590,210	
52	403,440	480,080	535,410	591,170	
53	404,500	482,090	536,790	592,010	
54	405,450	483,360	538,170	592,970	
55	406,410	484,640	539,540	593,920	
56	407,360	485,910	540,920	594,880	
57	408,420	487,180	541,980	595,830	
58	409,380	488,240	542,830	596,780	
59	410,220	489,300	543,680	597,740	
60	411,180	490,360	544,530	598,480	
61	412,030	491,210	545,480	599,430	

62	412,560	491,950	546,330	600,390
63	413,090	492,690	547,280	601,340
64	413,620	493,430	548,130	602,300
65	413,930	494,180	549,080	603,250
66		494,920	550,040	604,100
67		495,660	550,780	604,950
68		496,400	551,730	605,790
69		496,930	552,690	606,640
70		497,670	553,540	607,490
71		498,420	554,490	608,340
72		499,160	555,440	609,190
73		499,580	556,290	610,030
74		500,220	557,250	610,880
75		500,960	558,200	611,730
76		501,700	558,940	612,580
77		502,130	559,790	613,430
78		502,760	560,740	614,270
79		503,400	561,700	615,120
80		503,930	562,650	615,970
81		504,560	563,500	616,820
82		505,090	564,450	617,670
83		505,620	565,410	618,510
84		506,150	566,360	619,360
85		506,580	567,210	620,210
86		507,210	568,160	621,060
87		507,640	569,120	621,910
88		508,170	570,070	622,750
89		508,700	570,920	623,600
90		509,330	571,770	624,450
91		509,970	572,620	625,300
92		510,390	573,460	626,150
93		510,920	574,210	626,990
94		511,560	575,050	

95		512,200	575,900	
96		512,830	576,750	
97		513,360	577,490	
98			578,340	
99			579,190	
100			580,040	
101			580,780	
102			581,630	
103			582,470	
104			583,320	
105			584,060	
106			584,910	
107			585,760	
108			586,610	
109			587,350	
110			588,200	
111			589,050	
112			589,890	
113			590,640	
114			591,480	
115			592,330	
116			593,180	
117			593,920	
118			594,770	
119			595,620	
120			596,470	
121			597,210	
122			598,060	
123			598,900	
124			599,750	
125			600,490	

備考 この表は、医師及び歯科医師である職員に適用する。

別表第2（第4条関係） 医療技術職給料表

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円
1	188,790	212,910	237,030	266,150	321,050	364,990
2	189,460	213,580	237,700	266,840	321,580	365,520
3	190,130	214,250	238,370	267,530	322,110	366,050
4	190,800	214,920	239,040	268,220	322,640	366,580
5	191,470	215,590	239,710	268,910	323,170	367,110
6	192,140	216,260	240,380	269,600	323,700	367,640
7	192,810	216,930	241,050	270,290	324,230	368,170
8	193,480	217,600	241,720	270,980	324,760	368,700
9	194,150	218,270	242,390	271,670	325,290	369,230
10	194,820	218,940	243,060	272,360	325,820	369,760
11	195,490	219,610	243,730	273,050	326,350	370,290
12	196,160	220,280	244,400	273,740	326,880	370,820
13	196,830	220,950	245,070	274,430	327,410	371,350
14	197,500	221,620	245,740	275,120	327,940	371,880
15	198,170	222,290	246,410	275,810	328,470	372,410
16	198,840	222,960	247,080	276,500	329,000	372,940
17	199,510	223,630	247,750	277,190	329,530	373,470
18	200,180	224,300	248,420	277,880	330,060	374,000
19	200,850	224,970	249,090	278,570	330,590	374,530
20	201,520	225,640	249,760	279,260	331,120	375,060
21	202,190	226,310	250,430	279,950	331,650	375,590
22	202,860	226,980	251,100	280,640	332,180	376,120
23	203,530	227,650	251,770	281,330	332,710	376,650
24	204,200	228,320	252,440	282,020	333,240	377,180
25	204,870	228,990	253,110	282,710	333,770	377,710
26	205,540	229,660	253,780	283,400	334,300	378,240
27	206,210	230,330	254,450	284,090	334,830	378,770
28	206,880	231,000	255,120	284,780	335,360	379,300

29	207,550	231,670	255,790	285,470	335,890	379,830
30	208,220	232,340	256,460	286,160	336,420	380,360
31	208,890	233,010	257,130	286,850	336,950	380,890
32	209,560	233,680	257,800	287,540	337,480	381,420
33	210,230	234,350	258,470	288,230	338,010	381,950
34	210,900	235,020	259,140	288,920	338,540	382,480
35	211,570	235,690	259,810	289,610	339,070	383,010
36	212,240	236,360	260,480	290,300	339,600	383,540
37	212,910	237,030	261,150	290,990	340,130	384,070
38	213,580	237,700	261,820	291,680	340,660	384,600
39	214,250	238,370	262,490	292,370	341,190	385,130
40	214,920	239,040	263,160	293,060	341,720	385,660
41	215,590	239,710	263,830	293,750	342,250	386,190
42	216,260	240,380	264,500	294,440	342,780	386,720
43	216,930	241,050	265,170	295,130	343,310	387,250
44	217,600	241,720	265,840	295,820	343,840	387,780
45	218,270	242,390	266,510	296,510	344,370	388,310
46	218,940	243,060	267,180	297,200	344,900	388,840
47	219,610	243,730	267,850	297,890	345,430	389,370
48	220,280	244,400	268,520	298,580	345,960	389,900
49	220,950	245,070	269,190	299,270	346,490	390,430
50	221,620	245,740	269,860	299,960	347,020	390,960
51	222,290	246,410	270,530	300,650	347,550	391,490
52	222,960	247,080	271,200	301,340	348,080	392,020
53	223,630	247,750	271,870	302,030	348,610	392,550
54	224,300	248,420	272,540	302,720	349,140	393,080
55	224,970	249,090	273,210	303,410	349,670	393,610
56	225,640	249,760	273,880	304,100	350,200	394,140
57	226,310	250,430	274,550	304,790	350,730	394,670
58	226,980	251,100	275,220	305,480	351,260	395,200
59	227,650	251,770	275,890	306,170	351,790	395,730
60	228,320	252,440	276,560	306,860	352,320	396,260
61	228,990	253,110	277,230	307,550	352,850	396,790

62	229,660	253,780	277,900	308,240	353,380	397,320
63	230,330	254,450	278,570	308,930	353,910	397,850
64	231,000	255,120	279,240	309,620	354,440	398,380
65	231,670	255,790	279,910	310,310	354,970	398,910
66	232,340	256,460	280,580	311,000	355,500	399,440
67	233,010	257,130	281,250	311,690	356,030	399,970
68	233,680	257,800	281,920	312,380	356,560	400,500
69	234,350	258,470	282,590	313,070	357,090	401,030
70	235,020	259,140	283,260	313,760	357,620	401,560
71	235,690	259,810	283,930	314,450	358,150	402,090
72	236,360	260,480	284,600	315,140	358,680	402,620
73	237,030	261,150	285,270	315,830	359,210	403,150
74	237,700	261,820	285,940	316,520	359,740	403,680
75	238,370	262,490	286,610	317,210	360,270	404,210
76	239,040	263,160	287,280	317,900	360,800	404,740
77	239,710	263,830	287,950	318,590	361,330	405,270
78	240,380	264,500	288,620	319,280	361,860	405,800
79	241,050	265,170	289,290	319,970	362,390	406,330
80	241,720	265,840	289,960	320,660	362,920	406,860
81	242,390	266,510	290,630	321,350	363,450	407,390
82	243,060	267,180	291,300	322,040	363,980	407,920
83	243,730	267,850	291,970	322,730	364,510	408,450
84	244,400	268,520	292,640	323,420	365,040	408,980
85	245,070	269,190	293,310	324,110	365,570	409,510
86	245,740	269,860	293,980	324,800	366,100	410,040
87	246,410	270,530	294,650	325,490	366,630	410,570
88	247,080	271,200	295,320	326,180	367,160	411,100
89	247,750	271,870	295,990	326,870	367,690	411,630
90	248,420	272,540	296,660	327,560	368,220	412,160
91	249,090	273,210	297,330	328,250	368,750	412,690
92	249,760	273,880	298,000	328,940	369,280	413,220
93	250,430	274,550	298,670	329,630	369,810	413,750
94	251,100	275,220	299,340	330,320	370,340	414,280

95	251,770	275,890	300,010	331,010	370,870	414,810
96	252,440	276,560	300,680	331,700	371,400	415,340
97	253,110	277,230	301,350	332,390	371,930	415,870
98	253,780	277,900	302,020	333,080	372,460	416,400
99	254,450	278,570	302,690	333,770	372,990	416,930
100	255,120	279,240	303,360	334,460	373,520	417,460
101	255,790	279,910	304,030	335,150	374,050	417,990
102	256,460	280,580	304,700	335,840	374,580	418,520
103	257,130	281,250	305,370	336,530	375,110	419,050
104	257,800	281,920	306,040	337,220	375,640	419,580
105	258,470	282,590	306,710	337,910	376,170	420,110
106	259,140	283,260	307,380	338,600	376,700	420,640
107	259,810	283,930	308,050	339,290	377,230	421,170
108	260,480	284,600	308,720	339,980	377,760	421,700
109	261,150	285,270	309,390	340,670	378,290	422,230
110	261,820	285,940	310,060	341,360	378,820	422,760
111	262,490	286,610	310,730	342,050	379,350	423,290
112	263,160	287,280	311,400	342,740	379,880	423,820
113	263,830	287,950	312,070	343,430	380,410	424,350
114	264,500	288,620	312,740	344,120	380,940	424,880
115	265,170	289,290	313,410	344,810	381,470	425,410
116	265,840	289,960	314,080	345,500	382,000	425,940
117	266,510	290,630	314,750	346,190	382,530	426,470
118	267,180	291,300	315,420	346,880	383,060	427,000
119	267,850	291,970	316,090	347,570	383,590	427,530
120	268,520	292,640	316,760	348,260	384,120	428,060
121	269,190	293,310	317,430	348,950	384,650	428,590
122	269,860	293,980	318,100	349,640	385,180	429,120
123	270,530	294,650	318,770	350,330	385,710	429,650
124	271,200	295,320	319,440	351,020	386,240	430,180
125	271,870	295,990	320,110	351,710	386,770	430,710
126	272,540	296,660	320,780	352,400	387,300	431,240
127	273,210	297,330	321,450	353,090	387,830	431,770

128	298,000	322,120	353,780	388,360	432,300
129	298,670	322,790	354,470	388,890	432,830
130	299,340	323,460	355,160	389,420	433,360
131	300,010	324,130	355,850	389,950	433,890
132	300,680	324,800	356,540	390,480	434,420
133	301,350	325,470	357,230	391,010	434,950
134	302,020	326,140	357,920	391,540	435,480
135	302,690	326,810	358,610	392,070	436,010
136	303,360	327,480	359,300	392,600	436,540
137	304,030	328,150	359,990	393,130	437,070
138	304,700	328,820	360,680	393,660	437,600
139	305,370	329,490	361,370	394,190	438,130
140	306,040	330,160	362,060	394,720	438,660
141	306,710	330,830	362,750	395,250	439,190
142	307,380	331,500	363,440	395,780	439,720
143	308,050	332,170	364,130	396,310	440,250
144	308,720	332,840	364,820	396,840	440,780
145	309,390	333,510	365,510	397,370	441,310
146	310,060	334,180	366,200	397,900	441,840
147	310,730	334,850	366,890	398,430	442,370
148	311,400	335,520	367,580	398,960	442,900
149	312,070	336,190	368,270	399,490	443,430
150	312,740	336,860	368,960	400,020	443,960
151	313,410	337,530	369,650	400,550	444,490
152	314,080	338,200	370,340	401,080	445,020
153	314,750	338,870	371,030	401,610	445,550
154	315,420	339,540	371,720	402,140	446,080
155	316,090	340,210	372,410	402,670	446,610
156	316,760	340,880	373,100	403,200	447,140
157	317,430	341,550	373,790	403,730	447,670
158	318,100	342,220	374,480	404,260	448,200
159	318,770	342,890	375,170	404,790	448,730
160	319,440	343,560	375,860	405,320	449,260

161	320,110	344,230	376,550	405,850	449,790
162	320,780	344,900	377,240	406,380	450,320
163	321,450	345,570	377,930	406,910	450,850
164	322,120	346,240	378,620	407,440	451,380
165	322,790	346,910	379,310	407,970	451,910
166	323,460	347,580	380,000	408,500	452,440
167	324,130	348,250	380,690	409,030	452,970
168	324,800	348,920	381,380	409,560	453,500
169	325,470	349,590	382,070	410,090	454,030
170	326,140	350,260	382,760	410,620	454,560
171	326,810	350,930	383,450	411,150	455,090
172	327,480	351,600	384,140	411,680	455,620
173		352,270	384,830	412,210	456,150
174		352,940	385,520	412,740	456,680
175		353,610	386,210	413,270	457,210
176		354,280	386,900	413,800	457,740
177		354,950	387,590	414,330	458,270
178		355,620	388,280	414,860	458,800
179		356,290	388,970	415,390	459,330
180		356,960	389,660	415,920	459,860
181		357,630	390,350	416,450	460,390
182		358,300	391,040	416,980	460,920
183		358,970	391,730	417,510	461,450
184		359,640	392,420	418,040	461,980
185		360,310	393,110	418,570	462,510
186		360,980	393,800	419,100	463,040
187		361,650	394,490	419,630	463,570
188		362,320	395,180	420,160	464,100
189		362,990	395,870	420,690	464,630
190		363,660	396,560	421,220	465,160
191		364,330	397,250	421,750	465,690
192		365,000	397,940	422,280	466,220
193		365,670	398,630	422,810	466,750

194	366,340	399,320	423,340	467,280
195	367,010	400,010	423,870	467,810
196	367,680	400,700	424,400	468,340
197	368,350	401,390	424,930	468,870
198	369,020	402,080	425,460	469,400
199	369,690	402,770	425,990	469,930
200	370,360	403,460	426,520	470,460
201	371,030	404,150	427,050	470,990
202	371,700	404,840	427,580	471,520
203	372,370	405,530	428,110	472,050
204	373,040	406,220	428,640	472,580
205	373,710	406,910	429,170	473,110
206	374,380	407,600	429,700	473,640
207	375,050	408,290	430,230	474,170
208	375,720	408,980	430,760	474,700
209	376,390	409,670	431,290	475,230
210	377,060	410,360	431,820	475,760
211	377,730	411,050	432,350	476,290
212	378,400	411,740	432,880	476,820
213	379,070	412,430	433,410	477,350
214	379,740	413,120	433,940	477,880
215	380,410	413,810	434,470	478,410
216	381,080	414,500	435,000	478,940
217	381,750	415,190	435,530	479,470
218	382,420	415,880	436,060	480,000
219	383,090	416,570	436,590	480,530
220	383,760	417,260	437,120	481,060
221	384,430	417,950	437,650	481,590
222	385,100	418,640	438,180	482,120
223	385,770	419,330	438,710	482,650
224	386,440	420,020	439,240	483,180
225	387,110	420,710	439,770	483,710
226	387,780	421,400	440,300	484,240

227		388,450	422,090	440,830	484,770
228		389,120	422,780	441,360	485,300
229		389,790	423,470	441,890	485,830
230		390,460	424,160	442,420	486,360
231			424,850	442,950	486,890
232			425,540	443,480	487,420
233			426,230	444,010	487,950
234			426,920	444,540	488,480
235			427,610	445,070	489,010
236				445,600	489,540
237				446,130	490,070
238				446,660	490,600
239				447,190	491,130
240				447,720	491,660
241				448,250	492,190
242				448,780	492,720
243				449,310	493,250
244				449,840	493,780
245				450,370	494,310
246				450,900	494,840
247				451,430	495,370
248				451,960	495,900
249				452,490	
250				453,020	
251				453,550	
252				454,080	
253				454,610	
254				455,140	
255				455,670	
256				456,200	
257				456,730	
258				457,260	
259				457,790	

260	458,320
261	458,850
262	459,380
263	459,910
264	460,440
265	460,970
266	461,500
267	462,030
268	462,560
269	463,090
270	463,620
271	464,150
272	464,680
273	465,210
274	465,740
275	466,270
276	466,800
277	467,330
278	467,860
279	468,390
280	468,920
281	469,450
282	469,980
283	470,510
284	471,040
285	471,570
286	472,100
287	472,630
288	473,160
289	473,690
290	474,220
291	474,750
292	475,280

293				475,810
294				476,340
295				476,870
296				477,400
297				477,930
298				478,460
299				478,990
300				479,520
301				480,050
302				480,580
303				481,110
304				481,640
305				482,170
306				482,700
307				483,230
308				483,760
309				484,290
310				484,820
311				485,350
312				485,880
313				486,410
314				486,940
315				487,470
316				488,000
317				488,530
318				489,060
319				489,590
320				490,120

備考 この表は、薬剤師、栄養士、放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、臨床工学技士、言語聴覚士である職員に適用する。

別表第3（第4条関係） 看護職給料表

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円
1	218,580	237,660	256,740	280,820	329,720	369,820
2	219,110	238,190	257,270	281,410	330,170	370,270
3	219,640	238,720	257,800	282,000	330,620	370,720
4	220,170	239,250	258,330	282,590	331,070	371,170
5	220,700	239,780	258,860	283,180	331,520	371,620
6	221,230	240,310	259,390	283,770	331,970	372,070
7	221,760	240,840	259,920	284,360	332,420	372,520
8	222,290	241,370	260,450	284,950	332,870	372,970
9	222,820	241,900	260,980	285,540	333,320	373,420
10	223,350	242,430	261,510	286,130	333,770	373,870
11	223,880	242,960	262,040	286,720	334,220	374,320
12	224,410	243,490	262,570	287,310	334,670	374,770
13	224,940	244,020	263,100	287,900	335,120	375,220
14	225,470	244,550	263,630	288,490	335,570	375,670
15	226,000	245,080	264,160	289,080	336,020	376,120
16	226,530	245,610	264,690	289,670	336,470	376,570
17	227,060	246,140	265,220	290,260	336,920	377,020
18	227,590	246,670	265,750	290,850	337,370	377,470
19	228,120	247,200	266,280	291,440	337,820	377,920
20	228,650	247,730	266,810	292,030	338,270	378,370
21	229,180	248,260	267,340	292,620	338,720	378,820
22	229,710	248,790	267,870	293,210	339,170	379,270
23	230,240	249,320	268,400	293,800	339,620	379,720
24	230,770	249,850	268,930	294,390	340,070	380,170
25	231,300	250,380	269,460	294,980	340,520	380,620
26	231,830	250,910	269,990	295,570	340,970	381,070
27	232,360	251,440	270,520	296,160	341,420	381,520
28	232,890	251,970	271,050	296,750	341,870	381,970

29	233,420	252,500	271,580	297,340	342,320	382,420
30	233,950	253,030	272,110	297,930	342,770	382,870
31	234,480	253,560	272,640	298,520	343,220	383,320
32	235,010	254,090	273,170	299,110	343,670	383,770
33	235,540	254,620	273,700	299,700	344,120	384,220
34	236,070	255,150	274,230	300,290	344,570	384,670
35	236,600	255,680	274,760	300,880	345,020	385,120
36	237,130	256,210	275,290	301,470	345,470	385,570
37	237,660	256,740	275,820	302,060	345,920	386,020
38	238,190	257,270	276,350	302,650	346,370	386,470
39	238,720	257,800	276,880	303,240	346,820	386,920
40	239,250	258,330	277,410	303,830	347,270	387,370
41	239,780	258,860	277,940	304,420	347,720	387,820
42	240,310	259,390	278,470	305,010	348,170	388,270
43	240,840	259,920	279,000	305,600	348,620	388,720
44	241,370	260,450	279,530	306,190	349,070	389,170
45	241,900	260,980	280,060	306,780	349,520	389,620
46	242,430	261,510	280,590	307,370	349,970	390,070
47	242,960	262,040	281,120	307,960	350,420	390,520
48	243,490	262,570	281,650	308,550	350,870	390,970
49	244,020	263,100	282,180	309,140	351,320	391,420
50	244,550	263,630	282,710	309,730	351,770	391,870
51	245,080	264,160	283,240	310,320	352,220	392,320
52	245,610	264,690	283,770	310,910	352,670	392,770
53	246,140	265,220	284,300	311,500	353,120	393,220
54	246,670	265,750	284,830	312,090	353,570	393,670
55	247,200	266,280	285,360	312,680	354,020	394,120
56	247,730	266,810	285,890	313,270	354,470	394,570
57	248,260	267,340	286,420	313,860	354,920	395,020
58	248,790	267,870	286,950	314,450	355,370	395,470
59	249,320	268,400	287,480	315,040	355,820	395,920
60	249,850	268,930	288,010	315,630	356,270	396,370
61	250,380	269,460	288,540	316,220	356,720	396,820

62	250,910	269,990	289,070	316,810	357,170	397,270
63	251,440	270,520	289,600	317,400	357,620	397,720
64	251,970	271,050	290,130	317,990	358,070	398,170
65	252,500	271,580	290,660	318,580	358,520	398,620
66	253,030	272,110	291,190	319,170	358,970	399,070
67	253,560	272,640	291,720	319,760	359,420	399,520
68	254,090	273,170	292,250	320,350	359,870	399,970
69	254,620	273,700	292,780	320,940	360,320	400,420
70	255,150	274,230	293,310	321,530	360,770	400,870
71	255,680	274,760	293,840	322,120	361,220	401,320
72	256,210	275,290	294,370	322,710	361,670	401,770
73	256,740	275,820	294,900	323,300	362,120	402,220
74		276,350	295,430	323,890	362,570	402,670
75		276,880	295,960	324,480	363,020	403,120
76		277,410	296,490	325,070	363,470	403,570
77		277,940	297,020	325,660	363,920	404,020
78		278,470	297,550	326,250	364,370	404,470
79		279,000	298,080	326,840	364,820	404,920
80		279,530	298,610	327,430	365,270	405,370
81		280,060	299,140	328,020	365,720	405,820
82		280,590	299,670	328,610	366,170	406,270
83		281,120	300,200	329,200	366,620	406,720
84		281,650	300,730	329,790	367,070	407,170
85		282,180	301,260	330,380	367,520	407,620
86		282,710	301,790	330,970	367,970	408,070
87		283,240	302,320	331,560	368,420	408,520
88		283,770	302,850	332,150	368,870	408,970
89		284,300	303,380	332,740	369,320	409,420
90		284,830	303,910	333,330	369,770	409,870
91		285,360	304,440	333,920	370,220	410,320
92		285,890	304,970	334,510	370,670	410,770
93		286,420	305,500	335,100	371,120	411,220
94		286,950	306,030	335,690	371,570	411,670

95	287,480	306,560	336,280	372,020	412,120
96	288,010	307,090	336,870	372,470	412,570
97	288,540	307,620	337,460	372,920	413,020
98	289,070	308,150	338,050	373,370	413,470
99	289,600	308,680	338,640	373,820	413,920
100	290,130	309,210	339,230	374,270	414,370
101	290,660	309,740	339,820	374,720	414,820
102	291,190	310,270	340,410	375,170	415,270
103	291,720	310,800	341,000	375,620	415,720
104	292,250	311,330	341,590	376,070	416,170
105	292,780	311,860	342,180	376,520	416,620
106	293,310	312,390	342,770	376,970	417,070
107	293,840	312,920	343,360	377,420	417,520
108	294,370	313,450	343,950	377,870	417,970
109	294,900	313,980	344,540	378,320	418,420
110	295,430	314,510	345,130	378,770	418,870
111	295,960	315,040	345,720	379,220	419,320
112	296,490	315,570	346,310	379,670	419,770
113	297,020	316,100	346,900	380,120	420,220
114	297,550	316,630	347,490	380,570	420,670
115	298,080	317,160	348,080	381,020	421,120
116	298,610	317,690	348,670	381,470	421,570
117	299,140	318,220	349,260	381,920	422,020
118	299,670	318,750	349,850	382,370	422,470
119		319,280	350,440	382,820	422,920
120		319,810	351,030	383,270	423,370
121		320,340	351,620	383,720	423,820
122		320,870	352,210	384,170	424,270
123		321,400	352,800	384,620	424,720
124		321,930	353,390	385,070	425,170
125		322,460	353,980	385,520	425,620
126		322,990	354,570	385,970	426,070
127		323,520	355,160	386,420	426,520

128		324,050	355,750	386,870	426,970
129		324,580	356,340	387,320	427,420
130		325,110	356,930	387,770	427,870
131		325,640	357,520	388,220	428,320
132		326,170	358,110	388,670	428,770
133		326,700	358,700	389,120	429,220
134		327,230	359,290	389,570	429,670
135		327,760	359,880	390,020	430,120
136		328,290	360,470	390,470	430,570
137		328,820	361,060	390,920	431,020
138		329,350	361,650	391,370	431,470
139		329,880	362,240	391,820	431,920
140		330,410	362,830	392,270	432,370
141		330,940	363,420	392,720	432,820
142		331,470	364,010	393,170	433,270
143		332,000	364,600	393,620	433,720
144		332,530	365,190	394,070	434,170
145		333,060	365,780	394,520	434,620
146		333,590	366,370	394,970	435,070
147		334,120	366,960	395,420	435,520
148		334,650	367,550	395,870	435,970
149		335,180	368,140	396,320	436,420
150		335,710	368,730	396,770	436,870
151		336,240	369,320	397,220	437,320
152		336,770	369,910	397,670	437,770
153		337,300	370,500	398,120	438,220
154		337,830	371,090	398,570	438,670
155		338,360	371,680	399,020	439,120
156		338,890	372,270	399,470	439,570
157		339,420	372,860	399,920	440,020
158		339,950	373,450	400,370	440,470
159		340,480	374,040	400,820	440,920
160		341,010	374,630	401,270	441,370

161		341,540	375,220	401,720	441,820
162		342,070	375,810	402,170	442,270
163		342,600	376,400	402,620	442,720
164		343,130	376,990	403,070	443,170
165		343,660	377,580	403,520	443,620
166		344,190	378,170	403,970	444,070
167		344,720	378,760	404,420	444,520
168		345,250	379,350	404,870	444,970
169		345,780	379,940	405,320	445,420
170		346,310	380,530	405,770	445,870
171		346,840	381,120	406,220	446,320
172		347,370	381,710	406,670	446,770
173		347,900	382,300	407,120	447,220
174		348,430	382,890	407,570	447,670
175		348,960	383,480	408,020	448,120
176		349,490	384,070	408,470	448,570
177		350,020	384,660	408,920	449,020
178		350,550	385,250	409,370	449,470
179		351,080	385,840	409,820	449,920
180		351,610	386,430	410,270	450,370
181		352,140	387,020	410,720	450,820
182		352,670	387,610	411,170	451,270
183		353,200	388,200	411,620	451,720
184		353,730	388,790	412,070	452,170
185		354,260	389,380	412,520	452,620
186		354,790	389,970	412,970	453,070
187		355,320	390,560	413,420	453,520
188		355,850	391,150	413,870	453,970
189		356,380	391,740	414,320	454,420
190		356,910	392,330	414,770	454,870
191		357,440	392,920	415,220	455,320
192		357,970	393,510	415,670	455,770
193		358,500	394,100	416,120	456,220

194		359,030	394,690	416,570	456,670
195		359,560	395,280	417,020	457,120
196		360,090	395,870	417,470	457,570
197		360,620	396,460	417,920	458,020
198		361,150	397,050	418,370	458,470
199		361,680	397,640	418,820	458,920
200		362,210	398,230	419,270	459,370
201		362,740	398,820	419,720	459,820
202		363,270	399,410	420,170	460,270
203		363,800	400,000	420,620	460,720
204		364,330	400,590	421,070	461,170
205		364,860	401,180	421,520	461,620
206		365,390	401,770	421,970	462,070
207		365,920	402,360	422,420	462,520
208		366,450	402,950	422,870	462,970
209		366,980	403,540	423,320	463,420
210		367,510	404,130	423,770	463,870
211		368,040	404,720	424,220	464,320
212			405,310	424,670	464,770
213			405,900	425,120	465,220
214			406,490	425,570	465,670
215			407,080	426,020	466,120
216			407,670	426,470	466,570
217			408,260	426,920	467,020
218			408,850	427,370	467,470
219			409,440	427,820	467,920
220			410,030	428,270	468,370
221			410,620	428,720	468,820
222			411,210	429,170	469,270
223			411,800	429,620	469,720
224			412,390	430,070	
225			412,980	430,520	
226			413,570	430,970	

227			414,160	431,420
228			414,750	431,870
229			415,340	432,320
230			415,930	432,770
231			416,520	433,220
232			417,110	433,670
233			417,700	434,120
234			418,290	434,570
235			418,880	435,020
236			419,470	435,470
237			420,060	435,920
238			420,650	436,370
239			421,240	436,820
240			421,830	437,270
241			422,420	437,720
242			423,010	438,170
243			423,600	438,620
244			424,190	439,070
245			424,780	439,520
246			425,370	439,970
247			425,960	440,420
248			426,550	440,870
249			427,140	441,320
250				441,770
251				442,220
252				442,670
253				443,120
254				443,570
255				444,020
256				444,470
257				444,920
258				445,370
259				445,820

260				446,270
261				446,720
262				447,170
263				447,620
264				448,070
265				448,520
266				448,970
267				449,420
268				449,870
269				450,320
270				450,770
271				451,220
272				451,670
273				452,120
274				452,570
275				453,020
276				453,470
277				453,920
278				454,370
279				454,820
280				455,270
281				455,720
282				456,170
283				456,620

備考 この表は、看護師である職員に適用する。

別表第4（第4条関係） 事務職給料表

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円
1	155,290	179,770	204,250	233,730	291,030	346,490
2	155,970	180,450	204,930	234,460	291,800	347,260
3	156,650	181,130	205,610	235,190	292,570	348,030
4	157,330	181,810	206,290	235,920	293,340	348,800
5	158,010	182,490	206,970	236,650	294,110	349,570
6	158,690	183,170	207,650	237,380	294,880	350,340
7	159,370	183,850	208,330	238,110	295,650	351,110
8	160,050	184,530	209,010	238,840	296,420	351,880
9	160,730	185,210	209,690	239,570	297,190	352,650
10	161,410	185,890	210,370	240,300	297,960	353,420
11	162,090	186,570	211,050	241,030	298,730	354,190
12	162,770	187,250	211,730	241,760	299,500	354,960
13	163,450	187,930	212,410	242,490	300,270	355,730
14	164,130	188,610	213,090	243,220	301,040	356,500
15	164,810	189,290	213,770	243,950	301,810	357,270
16	165,490	189,970	214,450	244,680	302,580	358,040
17	166,170	190,650	215,130	245,410	303,350	358,810
18	166,850	191,330	215,810	246,140	304,120	359,580
19	167,530	192,010	216,490	246,870	304,890	360,350
20	168,210	192,690	217,170	247,600	305,660	361,120
21	168,890	193,370	217,850	248,330	306,430	361,890
22	169,570	194,050	218,530	249,060	307,200	362,660
23	170,250	194,730	219,210	249,790	307,970	363,430
24	170,930	195,410	219,890	250,520	308,740	364,200
25	171,610	196,090	220,570	251,250	309,510	364,970
26	172,290	196,770	221,250	251,980	310,280	365,740
27	172,970	197,450	221,930	252,710	311,050	366,510
28	173,650	198,130	222,610	253,440	311,820	367,280

29	174,330	198,810	223,290	254,170	312,590	368,050
30	175,010	199,490	223,970	254,900	313,360	368,820
31	175,690	200,170	224,650	255,630	314,130	369,590
32	176,370	200,850	225,330	256,360	314,900	370,360
33	177,050	201,530	226,010	257,090	315,670	371,130
34	177,730	202,210	226,690	257,820	316,440	371,900
35	178,410	202,890	227,370	258,550	317,210	372,670
36	179,090	203,570	228,050	259,280	317,980	373,440
37	179,770	204,250	228,730	260,010	318,750	374,210
38	180,450	204,930	229,410	260,740	319,520	374,980
39	181,130	205,610	230,090	261,470	320,290	375,750
40	181,810	206,290	230,770	262,200	321,060	376,520
41	182,490	206,970	231,450	262,930	321,830	377,290
42	183,170	207,650	232,130	263,660	322,600	378,060
43	183,850	208,330	232,810	264,390	323,370	378,830
44	184,530	209,010	233,490	265,120	324,140	379,600
45	185,210	209,690	234,170	265,850	324,910	380,370
46	185,890	210,370	234,850	266,580	325,680	381,140
47	186,570	211,050	235,530	267,310	326,450	381,910
48	187,250	211,730	236,210	268,040	327,220	382,680
49	187,930	212,410	236,890	268,770	327,990	383,450
50	188,610	213,090	237,570	269,500	328,760	384,220
51	189,290	213,770	238,250	270,230	329,530	384,990
52	189,970	214,450	238,930	270,960	330,300	385,760
53	190,650	215,130	239,610	271,690	331,070	386,530
54	191,330	215,810	240,290	272,420	331,840	387,300
55	192,010	216,490	240,970	273,150	332,610	388,070
56	192,690	217,170	241,650	273,880	333,380	388,840
57	193,370	217,850	242,330	274,610	334,150	389,610
58	194,050	218,530	243,010	275,340	334,920	390,380
59	194,730	219,210	243,690	276,070	335,690	391,150
60	195,410	219,890	244,370	276,800	336,460	391,920
61	196,090	220,570	245,050	277,530	337,230	392,690

62	196,770	221,250	245,730	278,260	338,000	393,460
63	197,450	221,930	246,410	278,990	338,770	394,230
64	198,130	222,610	247,090	279,720	339,540	395,000
65	198,810	223,290	247,770	280,450	340,310	395,770
66	199,490	223,970	248,450	281,180	341,080	396,540
67	200,170	224,650	249,130	281,910	341,850	397,310
68	200,850	225,330	249,810	282,640	342,620	398,080
69	201,530	226,010	250,490	283,370	343,390	398,850
70	202,210	226,690	251,170	284,100	344,160	399,620
71	202,890	227,370	251,850	284,830	344,930	400,390
72	203,570	228,050	252,530	285,560	345,700	401,160
73	204,250	228,730	253,210	286,290	346,470	401,930
74	204,930	229,410	253,890	287,020	347,240	402,700
75	205,610	230,090	254,570	287,750	348,010	403,470
76	206,290	230,770	255,250	288,480	348,780	404,240
77	206,970	231,450	255,930	289,210	349,550	405,010
78	207,650	232,130	256,610	289,940	350,320	405,780
79	208,330	232,810	257,290	290,670	351,090	406,550
80	209,010	233,490	257,970	291,400	351,860	407,320
81	209,690	234,170	258,650	292,130	352,630	408,090
82	210,370	234,850	259,330	292,860	353,400	408,860
83	211,050	235,530	260,010	293,590	354,170	409,630
84	211,730	236,210	260,690	294,320	354,940	410,400
85	212,410	236,890	261,370	295,050	355,710	411,170
86	213,090	237,570	262,050	295,780	356,480	411,940
87	213,770	238,250	262,730	296,510	357,250	412,710
88	214,450	238,930	263,410	297,240	358,020	413,480
89	215,130	239,610	264,090	297,970	358,790	414,250
90	215,810	240,290	264,770	298,700	359,560	415,020
91	216,490	240,970	265,450	299,430	360,330	415,790
92	217,170	241,650	266,130	300,160	361,100	416,560
93	217,850	242,330	266,810	300,890	361,870	417,330
94	218,530	243,010	267,490	301,620	362,640	418,100

95	219,210	243,690	268,170	302,350	363,410	418,870
96	219,890	244,370	268,850	303,080	364,180	419,640
97	220,570	245,050	269,530	303,810	364,950	420,410
98	221,250	245,730	270,210	304,540	365,720	421,180
99	221,930	246,410	270,890	305,270	366,490	421,950
100	222,610	247,090	271,570	306,000	367,260	422,720
101	223,290	247,770	272,250	306,730	368,030	423,490
102	223,970	248,450	272,930	307,460	368,800	424,260
103	224,650	249,130	273,610	308,190	369,570	425,030
104	225,330	249,810	274,290	308,920	370,340	425,800
105	226,010	250,490	274,970	309,650	371,110	426,570
106	226,690	251,170	275,650	310,380	371,880	427,340
107	227,370	251,850	276,330	311,110	372,650	428,110
108	228,050	252,530	277,010	311,840	373,420	428,880
109	228,730	253,210	277,690	312,570	374,190	429,650
110	229,410	253,890	278,370	313,300	374,960	430,420
111	230,090	254,570	279,050	314,030	375,730	431,190
112	230,770	255,250	279,730	314,760	376,500	431,960
113	231,450	255,930	280,410	315,490	377,270	432,730
114	232,130	256,610	281,090	316,220	378,040	433,500
115	232,810	257,290	281,770	316,950	378,810	434,270
116		257,970	282,450	317,680	379,580	435,040
117		258,650	283,130	318,410	380,350	435,810
118		259,330	283,810	319,140	381,120	436,580
119		260,010	284,490	319,870	381,890	437,350
120		260,690	285,170	320,600	382,660	438,120
121		261,370	285,850	321,330	383,430	438,890
122		262,050	286,530	322,060	384,200	439,660
123		262,730	287,210	322,790	384,970	440,430
124		263,410	287,890	323,520	385,740	441,200
125		264,090	288,570	324,250	386,510	441,970
126		264,770	289,250	324,980	387,280	442,740
127		265,450	289,930	325,710	388,050	443,510

128	266,130	290,610	326,440	388,820	444,280
129	266,810	291,290	327,170	389,590	445,050
130	267,490	291,970	327,900	390,360	445,820
131	268,170	292,650	328,630	391,130	446,590
132	268,850	293,330	329,360	391,900	447,360
133	269,530	294,010	330,090	392,670	448,130
134	270,210	294,690	330,820	393,440	448,900
135	270,890	295,370	331,550	394,210	449,670
136	271,570	296,050	332,280	394,980	450,440
137	272,250	296,730	333,010	395,750	451,210
138	272,930	297,410	333,740	396,520	451,980
139	273,610	298,090	334,470	397,290	452,750
140	274,290	298,770	335,200	398,060	453,520
141	274,970	299,450	335,930	398,830	454,290
142	275,650	300,130	336,660	399,600	455,060
143	276,330	300,810	337,390	400,370	455,830
144	277,010	301,490	338,120	401,140	456,600
145	277,690	302,170	338,850	401,910	457,370
146	278,370	302,850	339,580	402,680	458,140
147	279,050	303,530	340,310	403,450	458,910
148	279,730	304,210	341,040	404,220	459,680
149	280,410	304,890	341,770	404,990	460,450
150	281,090	305,570	342,500	405,760	461,220
151	281,770	306,250	343,230	406,530	461,990
152	282,450	306,930	343,960	407,300	462,760
153	283,130	307,610	344,690	408,070	463,530
154	283,810	308,290	345,420	408,840	464,300
155	284,490	308,970	346,150	409,610	465,070
156	285,170	309,650	346,880	410,380	465,840
157	285,850	310,330	347,610	411,150	466,610
158	286,530	311,010	348,340	411,920	467,380
159	287,210	311,690	349,070	412,690	468,150
160	287,890	312,370	349,800	413,460	468,920

161		313,050	350,530	414,230	469,690
162		313,730	351,260	415,000	470,460
163		314,410	351,990	415,770	471,230
164		315,090	352,720	416,540	472,000
165		315,770	353,450	417,310	472,770
166		316,450	354,180	418,080	473,540
167		317,130	354,910	418,850	474,310
168		317,810	355,640	419,620	475,080
169		318,490	356,370	420,390	475,850
170		319,170	357,100	421,160	476,620
171		319,850	357,830	421,930	477,390
172		320,530	358,560	422,700	478,160
173		321,210	359,290	423,470	478,930
174		321,890	360,020	424,240	479,700
175		322,570	360,750	425,010	480,470
176		323,250	361,480	425,780	481,240
177		323,930	362,210	426,550	482,010
178		324,610	362,940	427,320	482,780
179		325,290	363,670	428,090	483,550
180		325,970	364,400	428,860	484,320
181		326,650	365,130	429,630	485,090
182		327,330	365,860	430,400	485,860
183		328,010	366,590	431,170	486,630
184		328,690	367,320	431,940	487,400
185		329,370	368,050	432,710	488,170
186		330,050	368,780	433,480	488,940
187		330,730	369,510	434,250	489,710
188		331,410	370,240	435,020	490,480
189		332,090	370,970	435,790	491,250
190		332,770	371,700	436,560	492,020
191		333,450	372,430	437,330	492,790
192		334,130	373,160	438,100	493,560
193		334,810	373,890	438,870	494,330

194		335,490	374,620	439,640	495,100
195		336,170	375,350	440,410	495,870
196		336,850	376,080	441,180	496,640
197		337,530	376,810	441,950	497,410
198		338,210	377,540	442,720	498,180
199		338,890	378,270	443,490	498,950
200		339,570	379,000	444,260	499,720
201		340,250	379,730	445,030	500,490
202		340,930	380,460	445,800	501,260
203		341,610	381,190	446,570	502,030
204		342,290	381,920	447,340	502,800
205		342,970	382,650	448,110	503,570
206		343,650	383,380	448,880	504,340
207		344,330	384,110	449,650	505,110
208		345,010	384,840	450,420	505,880
209		345,690	385,570	451,190	506,650
210		346,370	386,300	451,960	507,420
211		347,050	387,030	452,730	508,190
212		347,730	387,760	453,500	508,960
213		348,410	388,490	454,270	509,730
214		349,090	389,220	455,040	510,500
215		349,770	389,950	455,810	511,270
216		350,450	390,680	456,580	512,040
217		351,130	391,410	457,350	512,810
218		351,810	392,140	458,120	513,580
219		352,490	392,870	458,890	514,350
220		353,170	393,600	459,660	515,120
221		353,850	394,330	460,430	515,890
222		354,530	395,060	461,200	516,660
223		355,210	395,790	461,970	517,430
224		355,890	396,520	462,740	518,200
225		356,570	397,250	463,510	518,970
226		357,250	397,980	464,280	519,740

227		357,930	398,710	465,050	520,510
228		358,610	399,440	465,820	521,280
229		359,290	400,170	466,590	522,050
230		359,970	400,900	467,360	522,820
231		360,650	401,630	468,130	523,590
232		361,330	402,360	468,900	524,360
233		362,010	403,090	469,670	525,130
234		362,690	403,820	470,440	525,900
235		363,370	404,550	471,210	526,670
236		364,050	405,280	471,980	527,440
237		364,730	406,010	472,750	528,210
238		365,410	406,740	473,520	528,980
239		366,090	407,470	474,290	529,750
240		366,770	408,200	475,060	530,520
241		367,450	408,930	475,830	531,290
242		368,130	409,660	476,600	532,060
243		368,810	410,390	477,370	532,830
244			411,120	478,140	533,600
245			411,850	478,910	534,370
246			412,580	479,680	535,140
247			413,310	480,450	535,910
248			414,040	481,220	536,680
249			414,770	481,990	537,450
250			415,500	482,760	538,220
251			416,230	483,530	538,990
252			416,960	484,300	539,760
253			417,690	485,070	540,530
254			418,420	485,840	541,300
255			419,150	486,610	542,070
256			419,880	487,380	542,840
257			420,610	488,150	543,610
258			421,340	488,920	544,380
259			422,070	489,690	545,150

260		422,800	490,460	545,920
261		423,530	491,230	546,690
262		424,260	492,000	
263		424,990	492,770	
264		425,720	493,540	
265		426,450	494,310	
266		427,180	495,080	
267		427,910	495,850	
268		428,640	496,620	
269		429,370	497,390	
270		430,100	498,160	
271		430,830	498,930	
272		431,560	499,700	
273		432,290	500,470	
274		433,020	501,240	
275		433,750	502,010	
276		434,480	502,780	
277		435,210	503,550	
278		435,940	504,320	
279		436,670	505,090	
280		437,400	505,860	
281		438,130	506,630	
282		438,860	507,400	
283		439,590	508,170	
284		440,320	508,940	
285		441,050	509,710	
286		441,780	510,480	
287		442,510	511,250	
288			512,020	
289			512,790	
290			513,560	
291			514,330	
292			515,100	

293				515,870
294				516,640
295				517,410
296				518,180
297				518,950
298				519,720
299				520,490
300				521,260
301				522,030
302				522,800
303				523,570
304				524,340
305				525,110
306				525,880
307				526,650
308				527,420
309				528,190

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第5（第7条関係）

給料表	職務の級	職名	月額
医師給料表	5級	院長、地域医療監	156,780円
	4級	副院長、院長補佐	127,200円
		部長	114,270円
		参与	105,260円
	3級	部長	107,380円
		参与	98,900円
		副部長、室長及び腎・透析センター長	85,230円
		部長を置かない科の医長	68,160円
		上記以外の医長	58,410円
	2級	腎・透析センター長	85,230円
医長		53,960円	
医療技術職給料表	6級	次長	95,930円
	5級	課長	76,540円
		副課長	61,270円
看護職給料表	6級	副院長	111,940円
		部長、参与	105,160円
		次長	89,470円
	5級	課長	72,300円
		副課長	56,290円
事務職給料表	6級	部長	119,570円
		参与	109,400円
		次長、室長	96,990円
		参事	89,680円
	5級	課長、担当課長	78,760円
		副課長、主幹	62,860円
	4級	係長	10,000円

備考 この表に該当のない職名の職員の管理職手当の月額については、この表を勘案し、当該職員の職の職務の級及びその職務の特殊性に基づき、理事長が定める。

別表第6（第12条関係）

種類	該当区分	単位	額
医師手当 (定額)	医師である職員	勤務1月につき	200,000円（診療科の機能回復等のため理事長が特に必要と認めた者については、理事長が別に定める額）
	医師である職員のうち、院長の職にある者	勤務1月につき	300,000円
	医師である職員のうち、副院長の職にある者	勤務1月につき	200,000円
医師手当 (資格等加算)	医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関して広告することができる事項（平成19年厚生労働省告示第108号。以下「告示」という。）第1条第2号の規定に基づき広告することができる医師及び歯科医師の専門性に関する資格並びにこれに準ずると理事長が認めるものを有し、その資格が業務に直接役立つと認められる場合	勤務1月につき	該当区分に該当する資格等の数に5,000円を乗じて得た額（ただし、15,000円を上限とする。）
	臨床研修を受けている医師に対する指導を行う臨床研修指導医の資格を有し、その資格が業務に直接役立つと認められる場合		
	労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第13条に規定する産業医に選任された場合		
医師手当 (救急医療)	病院群輪番制による2次収容業務に従事した場合	勤務1回につき	10,000円
	医師が、宿直勤務又は日直勤務（以下「宿日直勤務」という。）の時間中において救	1件につき	2,000円

	急の外来患者を診療した場合（次号に掲げる場合を除く。）		
	医師が、宿日直勤務の時間中において救急の外来患者を診療し、かつ、入院させた場合	1 件につき	5,000 円
副院長手当	医師以外の職員のうち、副院長の職にある者	勤務 1 月につき	200,000 円
特殊業務手当	産婦人科又は小児科の医師が、分娩に係る業務（以下「分娩業務」という。）に従事した場合	分娩 1 件につき	5,000 円
	助産師の資格を有する者が、分娩業務に従事した場合	分娩 1 件につき	5,000 円
	医師以外の医療職職員（医療技術職給料表及び看護職給料表の適用を受ける職員をいう。以下同じ。）が、細菌検査室等において細菌を取り扱う業務に従事した場合	業務に従事した日 1 日につき	290 円
	医師以外の医療職職員が、エックス線その他の放射線を人体に対して照射する作業及びその補助作業に関する業務に従事した場合	業務に従事した日 1 日につき	230 円
	医師以外の医療職職員が、解剖の補助作業に関する業務に従事した場合	解剖 1 件につき	2,000 円
待機手当	医師が、宿日直勤務に相当する時間において待機を命じられた場合	待機 1 回につき	5,000 円
	医師以外の医療職職員が、宿日直勤務に相当する時間において待機を命じられた場合	待機 1 回につき	2,000 円
夜間業務手当	正規の勤務時間における看護等の業務のうちその一部	準夜 1 の場合	勤務 1 回につき 2,900 円
		深夜 1 の場合	勤務 1 回につき 3,300 円

	又は全部が深夜に行われる場合	準夜2及び深夜2を連続して勤務する場合	勤務1回につき	6,800円
		1月の準夜1、準夜2、深夜1及び深夜2の勤務回数合計が9回を超える場合(但し、夜勤専従者を除く。)	9回を超えた勤務1回につき	1,000円
認定看護師手当	看護職給料表の適用を受ける職員が、告示第1条第2号の規定に基づき広告することができる看護師の専門性に関する資格及びこれに準ずると理事長が認めるものを有し、その資格等として認定されている分野の看護業務を行い、その資格等が業務に直接役立つと認められる場合		勤務1月につき	5,000円
管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給を受けている医師(医長の職にある者を除く。)が、正規の勤務時間を超え、又は休日(勤務時間規程第5条に規定する休日及び代休日をいう。以下同じ。)において正規の勤務時間中に医療業務に従事した場合		勤務1時間につき	支給を受ける職員の給料の月額1,000分の12.4に相当する額
	管理職手当の支給を受けている医師以外の医療職職員が、正規の勤務時間を超え、又は休日において正規の勤務時間中に従事する調剤業務、栄養業務、放射線検査業務、臨床検査業務若しくは理学療法業務等又は看護等の業務に従事した場合	その勤務した時間が2時間以上4時間未満の場合	勤務1回につき	支給を受ける職員の給料の月額1,000分の15.1に相当する額
		その勤務した時間が4時間以上6時間未満の場合	勤務1回につき	支給を受ける職員の給料の月額1,000分の30.2に相当する額
		その勤務した時間が6時間以上の場合	勤務1回につき	支給を受ける職員の給料の月額1,000分の45.3に相当する額

備考 夜間業務手当の該当区分における準夜1、準夜2、深夜1及び深夜2については地方独立行政法人明石市立市民病院職員の勤務時間及び休暇等に関する規程第7条別表に定める勤務区分によるものとする。

備考2 夜勤専従者とは地方独立行政法人明石市立市民病院看護師の夜勤専従勤務に関する要綱に定められた手順により承認された者をいう。